

5 文科開第 1376 号
令和 6 年 2 月 7 日

原子力委員会
委員長 上坂 充 殿

文部科学大臣 盛山 正仁

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第25条の規定に基づき、原子力委員会の意見を求める。